第 423 号

READAS リーダァスクラブ

１９９４年１月６日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(1995年) 平成7年 9月19日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤法人契約の終身保険の取扱い

Ｑ：法人が、役員及び使用人を被保険者として終身保険に加入した場合の支払保険料の税務上の取扱いを教えてください。

Ａ：

(1)死亡保険金の受取人が法人である場合

①契約形態

契　約　者	法人
被 保 険 者	役員、使用人
死亡保険受取人	法人

②保険の種類

終身保険

③経理処理

税務上の取扱いは、法人税の基本通達には定められてはいませんが、保険の性格から養老保険に係る保険料に準じて処理することになります。

よって、この場合の保険料は資産に計上しなければなりません。

《借方》		《貸方》	
保険積立金（資産計上）	×××	現預金	×××

(2)死亡保険金の受取人が役員・使用人の遺族である場合

①経理処理

死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合のその保険料の額は、その被保険者である役員または使用人に対する給与になります。

《借方》		《貸方》	
給　与	×××	現預金	×××